五(一)　保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町字若園六二の五・九一の一・九五の三・三一六・三三八・三四〇・三五四の一・三五九の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、三三六、三五五
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
六(一)　保安林の所在場所　北海道中川郡音威子府村字モノマナイ二九二の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字モノマナイ二九二の一（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　北海道増毛郡増毛町阿分九九五（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一四二の三、一九〇の三
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町字若園六二の五・九一の一・九五の三・三一六・三三八・三四〇・三五四の一・三五九の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、三三六、三五五
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
六(一)　保安林の所在場所　北海道中川郡音威子府村字モノマナイ二九二の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字モノマナイ二九二の一（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
七(一)　保安林の所在場所　北海道増毛郡増毛町阿分九九五（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一四二の三、一九〇の三
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年八月十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町上佐世五二五の八、五二五の一四から五二五の一六まで、五二六の二、五二六の四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年八月十四日
農林水産大臣　郡司　彰
一　保安林の所在場所　福井県勝山市北谷町小原四三字赤坂二三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第二百八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十四年八月十四日
関東地方整備局長　下保　修
一　登録番号
関東地方整備局長　14
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般社団法人日本住宅性能評価機構
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	田村　守男、山田祐芙子

(2)　変更年月日
平成二十四年六月一日

○関東地方整備局告示第二百八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十四年八月十四日
関東地方整備局長　下保　修
一　登録番号
関東地方整備局長　18
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社J建築検査センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	塚原　由梨
変更後	―

(2)　変更年月日
平成二十四年七月一日

○関東地方整備局告示第二百九十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十四年八月十四日
関東地方整備局長　下保　修
一　登録番号
関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社神奈川建築確認検査機関